

経営事項審査の手引き

令和7年度(第2版)

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送又は電子申請によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以後を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賃金台帳(写)等で確認を行うこととします。
なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び振付書類について
令和7年1月から税務署による収受日付印の押なつが廃止されることに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、収受日付印なしでも受け付けることとします。
※e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込(従来どおり)⇒事前提出(従来どおり)⇒電子申請システム(JCIP)を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒(補正等の対応)⇒結果通知書の送付(従来どおり)

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

経営事項審査の手引き

令和7年度(第1版)

注意点等

- 1 審査方法について
原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送又は電子申請によりお願いします。
- 2 技術職員が基準日時点で6か月を超えて雇用されていることの確認書類について
健康保険証の新規発行終了に伴い、令和7年12月2日以後を審査基準日とする経営事項審査においては、健康保険証に代えて雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、住民税特別徴収税額を通知する書面又は賃金台帳(写)等で確認を行うこととします。
なお、令和7年12月1日以前を審査基準日とする経営事項審査においては、審査基準日時点で有効な健康保険証を確認書類として使用いただけます。
- 3 消費税確定申告書及び振付書類について
令和7年1月から税務署による収受日付印の押なつが廃止されることに伴い、令和7年1月以降に税務署に提出された申告書については、収受日付印なしでも受け付けることとします。
※e-Taxをご利用の場合、申告等データと一緒に受信通知もご提出ください。
- 4 電子申請について
和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込(従来どおり)⇒事前提出(従来どおり)⇒電子申請システム(JCIP)を用いた申請⇒県証紙の提出又はオンライン納付申請⇒審査⇒(補正等の対応)⇒結果通知書の送付(従来どおり)

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

2. 経営事項審査の有効期間

経営事項審査の有効期間は、経営事項審査を申請する直前の審査基準日（通常は決算日となります。）から1年7か月であり、公共工事の発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査の有効期間内となっています。（建設業法施行規則第18条の2）

したがって、公共工事を発注者から直接、請け負おうとする建設業者の方は、審査基準日から1年7か月の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するように、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります。

和歌山県の入札参加資格を有する方へ

既に県の入札参加資格の認定を受け現に資格が有効である業種については、認定期間内において、経営事項審査の有効期間を継続しなければ入札に参加できませんので、現に資格が有効な業種について入札参加資格を継続されたい場合は、完成工事高の有無に関わらず経営事項審査の有効期間が途切れないよう受審してください。

3. 経営事項審査の内容と総合評定値の請求

経営事項審査は、登録経営状況分析機関が行う経営状況分析（Y）と、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営規模等評価（XZW）の2つからなります。

（経営事項審査＝経営規模等評価（XZW）＋経営状況分析（Y））

また、経営状況分析の結果と経営規模等評価の結果を合わせて算出される総合評定値（P）は、国土交通大臣又は都道府県知事へ請求することにより通知されます。

和歌山県への入札参加を希望される方へ

県の入札参加資格審査においては、総合評定値の請求を行っていることが入札参加資格審査の受付の条件となっていますので、経営規模等評価申請と同時に総合評定値の請求も行う必要があります。

2. 経営事項審査の有効期間

経営事項審査の有効期間は、経営事項審査を申請する直前の決算日（通常は審査基準日となります。）から1年7か月であり、公共工事の発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査の有効期間内となっています。（建設業法施行規則第18条の2）

したがって、公共工事を発注者から直接、請け負おうとする建設業者の方は、審査基準日から1年7か月の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するように、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります。

和歌山県の入札参加資格を有する方へ

既に県の入札参加資格の認定を受け現に資格が有効である業種については、認定期間内において、経営事項審査の有効期間を継続しなければ入札に参加できませんので、現に資格が有効な業種について入札参加資格を継続されたい場合は、完成工事高の有無に関わらず経営事項審査の有効期間が途切れないよう受審してください。

3. 経営事項審査の内容と総合評定値の請求

経営事項審査は、登録経営状況分析機関が行う経営状況分析（Y）と、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営規模等評価（XZW）の2つからなります。

（経営事項審査＝経営規模等評価（XZW）＋経営状況分析（Y））

また、経営状況分析の結果と経営規模等評価の結果を合わせて算出される総合評定値（P）は、国土交通大臣又は都道府県知事へ請求することにより通知されます。

和歌山県への入札参加を希望される方へ

県の入札参加資格審査においては、総合評定値の請求を行っていることが入札参加資格審査の受付の条件となっていますので、経営規模等評価申請と同時に総合評定値の請求も行う必要があります。

○経営規模等評価申請、総合評定値請求まで

- ① 決算終了後、4 か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
 - ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況分析機関へ提出し、経営状況分析を受けます。申請手続きについては、各分析機関へお問い合わせください。
(登録経営状況分析機関は、19 ページの一覧表参照)
 - ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が郵送されます。
 - ④ 往復はがき又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。
(申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。)
 - ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
 - ⑥ 工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)を事前提出してください。
効率的な審査のため審査日3日前までに提出くださるようご協力願います。
(郵送、FAX、持参可)
 - ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までに振興局建設部等へ提出し、審査を受けてください。
(原則郵送願います。申請書及び添付・提示書類は、11～18 ページ参照)
- ※審査を受ける際は、できる限り記載内容(工事内容、職員の雇用状況等)を説明できる方(個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員等)が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
※原則として、審査会場内に待機していただける場所はありません。
- ⑧ 審査終了後、1 か月後を目途に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を簡易書留でお送りします(時期は多少前後する場合があります)。
(通知書は大切に保管願います。万が一、紛失等された場合には管轄の建設部にご相談ください。)

和歌山県への入札参加を希望される方へ

和歌山県へ入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書等を振興局建設部へ提出する必要があります。

なお、経営事項審査を受け、総合評定値が算定されていない業種や総合評定値通知書における2年又は3年平均の完成工事高が「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」「電気」「管」「鋼構造物」「舗装」「塗装」「防水」「機械器具設置」「電気通信」「造園」「建具」「水道施設」「消防施設」「解体」については250万円、
「大工」「左官」「石」「屋根」「タイル・れんが・ブロック」「鉄筋」「しゅんせつ」「板金」「ガラス」「内装仕上」「断熱縁」「さく井」「清掃施設」については0円、
を超えていない場合は入札参加資格審査を申請することはできません。

詳細は、技術調査課ホームページ内にある入札参加制度(県内建設業者向け)についてのご案内をご確認ください。

○経営規模等評価申請、総合評定値請求まで

- ① 決算終了後、4 か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
 - ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況分析機関へ提出し、経営状況分析を受けます。申請手続きについては、各分析機関へお問い合わせください。
(登録経営状況分析機関は、19 ページの一覧表参照)
 - ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が郵送されます。
 - ④ 往復はがき又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込んでください。
(申込期間：技術調査課ホームページに掲載します。)
 - ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
 - ⑥ 工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)を事前提出してください。
効率的な審査のため審査日3日前までに提出くださるようご協力願います。
(郵送、FAX、持参可)
 - ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された期日までに振興局建設部等へ提出し、審査を受けてください。(原則郵送願います。持参書類は、9 ページの一覧表参照)
- ※審査を受ける際は、できる限り記載内容(工事内容、職員の雇用状況等)を説明できる方(個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員等)が、事務所等で待機してください。申請内容等について質問のお電話をする場合があります。
- ※原則として、審査会場内に待機していただける場所はありません。
- ⑧ 審査終了後、1 か月後を目途に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を簡易書留でお送りします(時期は多少前後する場合があります)。
(通知書は大切に保管願います。万が一、紛失等された場合には管轄の建設部にご相談ください。)

和歌山県への入札参加を希望される方へ

和歌山県へ入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書等を振興局建設部へ提出する必要があります。

なお、経営事項審査を受け、総合評定値が算定されていない業種や総合評定値通知書における2年又は3年平均の完成工事高が「土木一式」「建築一式」「とび・土工・コンクリート」「電気」「管」「鋼構造物」「舗装」「塗装」「防水」「機械器具設置」「電気通信」「造園」「建具」「水道施設」「消防施設」「解体」については250万円、
「大工」「左官」「石」「屋根」「タイル・れんが・ブロック」「鉄筋」「しゅんせつ」「板金」「ガラス」「内装仕上」「断熱縁」「さく井」「清掃施設」については0円、
を超えていない場合は入札参加資格審査を申請することはできません。

詳細は、技術調査課ホームページ内にある入札参加制度(県内建設業者向け)についてのご案内をご確認ください。

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数

2 部 (正本 1 部、控え 1 部)

※控えは正本の写しでもかまいません。受付印を押してお返しします。
※JCIPによる申請の場合、控えの返却を希望しないときは提出不要です。

(2) 申請書及び添付書類

○記入方法については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の（2）申請書等
記載例・記載要領をご参照ください。

(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top.html)

○下表の順番で、A4 版の大きさで綴じてください。

申請書・添付書類				加算可否	
				正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)		○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)		○	写
③	工事種類別完成工事高	(別紙一)		○	写
③-2	工事種類別完成工事高付表	(別記様式第 1 号)	※該当者のみ	○	写
④	工事経歴書	(様式第二号)		○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)		○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知)様式第 6 号	※該当者のみ	○	写
⑦	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知)様式第 2 号	※該当者のみ	○	写
⑧	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式 1)	※該当者のみ	○	写
⑨	技術職員名簿	(別紙二)		○	写
⑩	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第 4 号)	※該当者のみ	○	写
⑪	技能者名簿	(別記様式第 5 号)	※該当者のみ	○	写
⑫	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第 3 号)	※該当者のみ	○	写
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書		※該当者のみ	○	
⑭	経営状況分析結果通知書	(様式)		○	
⑮	「資本金借入金」該当証明書		※該当者のみ	○	写
⑯	審査手数料印紙(証紙)貼付書			○	
⑰	委任状		※該当者のみ	○	

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数

2 部 (正本 1 部、控え 1 部)

※控えは正本の写しでもかまいません。受付印を押してお返しします。
※JCIPによる申請の場合、控えの返却を希望しないときは提出不要です。

(2) 申請書及び添付書類

○記入方法については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の（2）申請書等
記載例・記載要領をご参照ください。

(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/keisinn_top.html)

○下表の順番で、A4 版の大きさで綴じてください。

申請書・添付書類				加算可否	
				正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)		○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)		○	写
③	工事種類別完成工事高	(別紙一)		○	写
③-2	工事種類別完成工事高付表	(別記様式第 1 号)	※該当者のみ	○	写
④	工事経歴書	(様式第二号)		○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)		○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知)様式第 6 号	※該当者のみ	○	写
⑦	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知)様式第 2 号	※該当者のみ	○	写
⑧	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式 1)	※該当者のみ	○	写
⑨	技術職員名簿	(別紙二)		○	写
⑩	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第 4 号)	※該当者のみ	○	写
⑪	技能者名簿	(別記様式第 5 号)	※該当者のみ	○	写
⑫	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第 3 号)	※該当者のみ	○	写
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書		※該当者のみ	○	
⑭	経営状況分析結果通知書			○	
⑮	審査手数料印紙(証紙)貼付書 ※オンライン納付の場合は不要			○	
⑯	委任状		※該当者のみ	○	

監査の受審状況	○会計監査人設置の場合 有価証券報告書又は監査証明書【提出】
	○会計参与設置の場合 会計参与報告書【提出】
	○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 自社の常勤している従業員のうち、公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者又は1級登録経理士試験に合格した者で下記②-3の要件を満たす者が作成した経理処理の適正を確認した旨の書類及び確認項目表【提出】
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	①資格者証又は合格証（※②-3イの場合を除いて毎年度必要です）
	②-1 公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証するもの
	②-2 税理士については、所属税理士会が認定する研修を受講したことを証するもの
研究開発費	②-3 登録経理試験に合格した者については、要件を満たすことを証するもの ア 登録経理試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 資格者証又は合格証 イ 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 講習の受講修了証
	③常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）
	○規則別記様式第17号の2による注記表（会計監査人設置会社のみ）
建設機械の所有及びリース台数	①対象機種を確認するための書類 別紙確認様式1「建設機械の保有状況一覧表」【提出】
	②保有状況を確認するための書類 ○自社所有の場合 (i) 償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書（市町村受付印のあるもの） ※小型特殊自動車については、軽自動車税納税証明書での確認も可とする。 （「建設機械の保有状況一覧表」の備考欄に軽自動車税納税証明書に記載されている車両番号を記載のこと） (ii) 売買・譲渡契約書又は道路運送車両法第33条に基づく譲渡証明書 ○リース・レンタル契約の場合 リース・レンタル契約書 注意：審査基準日から1年7か月以上契約期間が残っていることが必要です。但し、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されている場合は、上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7か月未満でも評価対象となります。
	また、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されていない場合でも、賃借人がリース契約期間満了後、買い取るか、更新するか等を選択できる条項がある場合も同様に上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7か月未満でも評価対象となります。 なお、契約書面にリース契約満了後、買い取りや自動更新等の条項がない場合については、賃借人がリース契約終了後直ちに建設機械を買い取るなど、将来にわたって建設機械を保有している状態が変更しないと認められるときは、賃借人と賃貸人による所有権移転やリース契約延長等の誓約により評価対象とします。この場合、上記確認様式1に加え、両者が記名している書面（様式は任意）を提出していただく必要があります。

※納品書、出庫伝票等は不可。

監査の受審状況	○会計監査人設置の場合 有価証券報告書又は監査証明書【提出】
	○会計参与設置の場合 会計参与報告書【提出】
	○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 自社の常勤している従業員のうち、公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者、税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者又は1級登録経理士試験に合格した者で下記②-3の要件を満たす者が作成した経理処理の適正を確認した旨の書類及び確認項目表【提出】
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	①資格者証又は合格証（※②-3イの場合を除いて毎年度必要です）
	②-1 公認会計士については、公認会計士法第28条の規定による研修を受講したことを証するもの
	②-2 税理士については、所属税理士会が認定する研修を受講したことを証するもの
研究開発費	②-3 登録経理試験に合格した者については、要件を満たすことを証するもの ア 登録経理試験に合格した者であって合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 資格者証又は合格証 イ 登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 → 講習の受講修了証
	③常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）
	○規則別記様式第17号の2による注記表（会計監査人設置会社のみ）
建設機械の所有及びリース台数	①対象機種を確認するための書類 別紙確認様式1「建設機械の保有状況一覧表」【提出】
	②保有状況を確認するための書類 ○自社所有の場合 (i) 償却資産（固定資産）申告書及び種類別明細書（市町村受付印のあるもの） (ii) 売買・譲渡契約書又は道路運送車両法第33条に基づく譲渡証明書 ○リース・レンタル契約の場合 リース・レンタル契約書 注意：審査基準日から1年7ヶ月以上契約期間が残っていることが必要です。但し、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されている場合は、上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。
	また、契約書面に自動更新できる旨の条項が明記されていない場合でも、賃借人がリース契約期間満了後、買い取るか、更新するか等を選択できる条項がある場合も同様に上記確認様式1にある誓約書欄に記名することにより、1年7ヶ月未満でも評価対象となります。 なお、契約書面にリース契約満了後、買い取りや自動更新等の条項がない場合については、賃借人がリース契約終了後直ちに建設機械を買い取るなど、将来にわたって建設機械を保有している状態が変更しないと認められるときは、賃借人と賃貸人による所有権移転やリース契約延長等の誓約により評価対象とします。この場合、上記確認様式1に加え、両者が記名している書面（様式は任意）を提出していただく必要があります。

※納品書、出庫伝票等は不可。

1.2. 登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省のホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/totikenzangyo/const/1_6_h_000091.html)

《登録経営状況分析機関一覧》

(令和7年1月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一帯4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北翠芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市薬師町2-17-6	042-505-7533

経営状況分析の申請の時期及び方法は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。

※ 令和7年7月1日以降の経営事項審査（審査基準日が令和7年3月31日以降かつ、単独決算のものに限る）を対象に、要件を満たす「資本性借入金」を自己資本の額に加算することが可能となります。取り扱いについては以下のとおりです。

資本性借入金の取扱いについて

(1) 資本性借入金の要件

- ・償還期間が5年超
- ・期限一括償還
- ・配当可能利益に応じた金利設定
- ・法的破綻時の劣後性の確保
- ・貸出主が金融機関（政府系含む）であること又は特定の制度による借入であること

(2) 申請方法

① 事前準備

公認会計士等から指定様式において資本性借入金に該当する借入金であることの証明を受ける。

② 登録経営状況分析機関への提出

経営状況分析申請において、余白に資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を記載した経営状況分析申請書等とともに、証明書の写し・契約書の写し等を登録経営状況分析機関に提出する。

③ 審査行政庁へ提出

経営規模等評価申請書の自己資本額において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額を加算した自己資本額を記載し、証明書の写しを添付して審査行政庁に提出する。

1.2. 登録経営状況分析機関

国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関は次のとおりです。
登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがありますので、最新情報は、国土交通省のホームページをご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/totikenzangyo/const/1_6_h_000091.html)

《登録経営状況分析機関一覧》

(令和7年1月現在)

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	03-6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一帯4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都港区三田1-2-22	03-6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北翠芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NKB	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市薬師町2-17-6	042-505-7533

経営状況分析の申請の時期及び方法は、それぞれの経営状況分析機関にお問い合わせください。